

県南広域振興局長告示第 189 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 24 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

理事

稲 邊 頼 信 一関市花泉町永井字杉則 34 番地 2

2 退任

理事

千 葉 岑 男 一関市花泉町永井字三本木 132 番地 2